

## 公的病院薬学生短期インターンシップ事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、公的病院薬学生短期インターンシップ事業助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

#### (1) 県外薬学生

富山県外の大学に在籍する薬学生（6年生学科の4、5年生に限る。）

#### (2) 短期インターンシップ事業

富山県が主催する県内の公的病院での病院薬剤師の職場を体験する薬学生短期インターンシップ事業

### (交付)

第3条 知事は、県内の薬剤師確保の推進を図るため、短期インターンシップ事業に参加し、日程を完了した県外薬学生に対し、在籍する大学の所在地に応じ、予算の範囲内において、参加に要する旅費（交通費及び宿泊費相当）の一部を助成金として交付する。

### (交付対象者、交付要件、交付額)

第4条 助成金の交付対象者、交付要件及び交付額は次のとおりとする。

交付対象者	交付要件	交付額	
		大学の所在地	
短期インターンシップ事業に参加した県外薬学生	短期インターンシップ事業の所定の日程を完了すること（1人につき、年1回を上限として交付する）	石川県	5,000円
		新潟県、岐阜県、長野県	15,000円
		近畿地方、その他中部地方	20,000円
		関東地方	25,000円
		その他の地域	30,000円

### (交付申請書)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請書及び第12条第1項の規定による実績報告書は、別紙様式のとおりとし、対象者が短期インターンシップ事業に参加した年度内の、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めるときは、交付決定及び額の確定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第7条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1)規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2)不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。